

平成29年度
東洋大学オリンピック・パラリンピック
特別プロジェクト研究助成制度-募集要項



はじめに

本募集要項は、平成29年度東洋大学オリンピック・パラリンピックに関する特別プロジェクト研究助成制度(以下「特別研究」という。)における募集内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、

I. 特別研究の概要

II. 募集種別の内容

III. 申請手続き

IV. 採択について

V. 研究報告について

で構成されています。申請にあたっては、内容について十分ご確認願います。

I. 特別研究の概要

(1) 特別研究の募集対象(研究種目)

特別研究とは、新たなイノベーションの創出、成果の還元につながる本学学内における公募型の研究助成制度であり、対象となる研究種目は以下の8項目です。

- ① AIとスポーツの連携
- ② オリンピックのハイテクノロジー化(インフラ整備、スポーツのICT化等)
- ③ 技術と芸術の融合発展(アートロジー)の確立
- ④ ライフイノベーション(食・健康分野における科学技術)によるアスリート育成
- ⑤ バリアフリーの更なる進展(パラリンピックを契機とした障がい者スポーツの発展と共生社会の実現)
- ⑥ オリンピックにおける日本の伝統文化、アート(芸術)の発信
- ⑦ 日本における観光文化の醸成と政策の発展
- ⑧ その他、新たなイノベーションの創出に繋がり、2020東京オリンピック・パラリンピック開催後も持続性を持って、継続的に研究成果を社会に還元できるもの

(2) 特別研究の募集種別

特別研究の募集種別は、「Beyond 2020 東京オリンピック・パラリンピック プロジェクト研究」(特別研究A)と「オリンピック・パラリンピック推進特別研究」(特別研究B)です。

(3) 執行ルール

- ① 採択された場合の予算は、原則として研究代表者の所属組織に移管します。
- ② 特別研究における執行ルールは、一般研究費のルールに準拠します。
- ③ 各調書、報告書に記載した内容に虚偽があったり、不適切な支出があった場合、研究活動の中止を求めることがあります。また、助成金の返還を求める場合があります。

(4) 研究報告義務

研究プロジェクトの推進にあたっては、以下のとおり報告してください。

- ① 年次報告・・・「年次報告書」提出(毎年4月中旬頃予定)の後に、報告ヒアリング(毎年5月予定)を実施します。
- ② 最終報告・・・研究活動最終年度の翌年度5月に「研究活動最終成果報告書」と報告ヒアリングを実施します。
- ③ 成果報告シンポジウム(仮称)での報告・・・すべての研究プロジェクトを対象とした成果報告シンポジウムの開催を平成32年12月に予定しています。

Ⅱ．募集種別の内容

(1) 「Beyond 2020 東京オリンピック・パラリンピック プロジェクト研究」(特別研究A)

① 概 要

本学におけるオリンピック・パラリンピック推進に係る研究のうち、上記の種目に即した組織的、学際的な研究(研究所内等の組織的な研究プロジェクトを想定)であり、当該研究成果が我が国におけるオリンピック・パラリンピック推進および 2020 年以降にレガシーとして残るもので、本学における研究活動のみならず、我が国における 2020 東京オリンピック・パラリンピック事業においても、そのプレゼンス向上に資する研究を対象に、その研究費を助成します。

② 応募資格

本学専任教員が研究代表者で、本大学が設置する研究所、研究センター等の研究組織、学部、研究科で行う研究プロジェクトとします。

※研究分担者は、本学専任教職員、研究所客員・奨励研究員、研究センター研究助手、学外の研究者とします。

※助成期間に国内特別研究員及び海外特別研究員(交換研究員等を含む)が内定している者は研究代表者として応募できません。

※本学大学院生を研究協力者とすることができます(休学者を除く)。研究分担者の員数には含めません。

③ 助 成 額

1 件あたり年間 30,000 千円程度を応募総額上限の目安としますが、真に必要な場合には、それを超える額での応募も認めます。また、下限はありません。

④ 助成期間

1 年ごとに 2020 年度まで最大 3 回の継続申請ができます。

※1 件あたり、2020 年度まで最長 4 年間、合計 120,000 千円程度を助成します。

※進捗次第では助成の継続が認められない場合があります。

⑤ 採択件数

2017 年度に 2 件程度の採択を予定しています。

(2) 「オリンピック・パラリンピック推進特別研究」(特別研究B)

① 概 要

本学におけるオリンピック・パラリンピック推進に係る研究のうち、上記の種目に即した 1 人または複数研究者による共同研究、研究所等で行う独創的・先駆的な研究を対象に、その研究費を助成いたします。

② 応募資格

本学専任教員が研究代表者で、学内外の個人または複数研究者の研究プロジェクトであることとします。

※本大学が設置する研究所、研究センター等本学における研究組織、学部、研究科で行う組織的な研究プロジェクトとしての応募も可能です。

※研究分担者は、本学専任教職員、研究所客員・奨励研究員、研究センター研究助手、学外の研究者とします。

※助成期間に国内特別研究員及び海外特別研究員(交換研究員等を含む)が内定している者は研究代表者として応募できません。

※本学大学院生を研究協力者とすることができます(休学者を除く)。研究分担者の員数には含めません。

③ 助 成 額

1 件あたり年間 5,000 千円程度を応募総額上限の目安としますが、真に必要な場合には、それを超える額での応募も認めます。また、下限はありません。

④ 助成期間

1 年ごとに 2020 年度まで最大 3 回の継続申請ができます。

※1 件あたり、2020 年度まで最長 4 年間、合計 20,000 千円程度を助成します。

※進捗次第では助成の継続が認められない場合があります。

⑤ 採択件数

2017～2019 年度までの各年度で 4 件程度の採択を予定しています。

Ⅲ. 申請手続き

(1) 平成 29 年度応募書類について

「Beyond 2020東京オリンピック・パラリンピック プロジェクト研究」(特別研究A)、「オリンピック・パラリンピック推進特別研究」(特別研究B)いずれも、「平成29年度 東洋大学オリンピック・パラリンピック特別プロジェクト研究 構想調書」(以下、「構想調書」という。)を学長室へ提出していただきます。必要に応じて、構想調書の内容を補完する追加資料の提出を認めます。

構想調書および追加資料は、本書を1部とコピーを2部提出してください。

(2) 平成 29 年度応募から研究終了までのスケジュール

日 時	内 容
平成 29 年 3 月 6 日(月)	公募開始 研究代表者は構想調書を作成し、必要な書類を取りまとめ、学長室に提出してください。(本書 1 部とコピー2 部)
平成 29 年 5 月 15 日(月) 午前 10 時期限【厳守】	構想調書提出期限
～平成 29 年 6 月下旬	書類審査(一次)およびプレゼン審査(二次) 提出された構想調書をもとに、審査員(学長、副学長、教学担当常務理事、学術研究推進センター長、学術研究推進センター副センター長、学長室長、研究推進部長)による書類審査(一次)、プレゼンテーション審査(二次)を行い、最終審査に進む研究プロジェクトを選出します。
	最終審査 提出された構想調書をもとに法人役員へのプレゼンテーション審査(最終審査)を行います。
6 月中旬～下旬 (最終審査後)	採択内示 採択内示を受けた研究プロジェクトは、「計画調書」を作成し、学長室へ提出してください。(6 月 30 日提出締切予定)
平成 29 年 7 月上旬	決定通知 「計画調書」の稟議決裁をもって、研究活動開始(経費執行可能)となります。
平成 30 年 4 月中旬	年次報告 平成 29 年度「研究活動年次報告書」、「収支報告書」を学長室に提出してください。(様式は別途掲出します)
平成 30 年 5 月	平成 29 年度研究活動報告ヒアリングの実施

※スケジュールの都合上前後する場合があります。

※平成 30 年度以降の申請(継続申請含む)については、決定後お知らせします。

(3) 採択されたプロジェクトの継続について

採択された研究プロジェクトの2年目以降の研究推進にあたっては、新規応募と同じスケジュールで構想調書を提出いただきます。提出いただいた構想調書の内容、ならびに研究活動年次報告内容に基づき、助成の継続が認められない場合があります。

(4) 応募にあたって留意いただきたいこと

- ① 応募にあたっては、研究の主体となる組織の長（研究センター長、研究所長、学部長、研究科長等）に必ず確認を取ってください。
- ② 建設費を伴う研究計画、機器や設備の充実のみを目的とした研究計画は認めません。ただし、研究プロジェクトを実施する過程で必要不可欠な研究機器・装置等の購入がある場合は、その研究プロジェクト全体における役割、必要性等を明確にしたうえで申請してください。
- ③ 提出いただいた構想調書やヒアリングの内容により、追加資料の提出や口頭での説明を求めることがあります。
- ④ 本助成制度において、1人の研究者が研究代表者として応募できるのは、1つの研究プロジェクトのみです。
- ⑤ 研究計画の立案にあたっては、研究プロジェクトの一層の発展のために、科学研究費補助金、企業からの受託研究、奨学寄附金等の外部資金の獲得を積極的に目指すことが望まれます。
- ⑥ 上記⑤を踏まえ、本助成期間終了後も、持続性、発展性を有し、本学におけるブランディング研究として確立することが望まれます。

IV. 採択について

(1) 採択内示

平成29年6月中旬～下旬に研究代表者に、採否を内示します。

(2) 採択内示後の研究の実施

採択になった研究プロジェクトについては、「計画調書」を学長室へ提出していただきます。

「計画調書」の稟議決裁をもって、「決定通知」をいたします。通知日より平成29年度研究活動を開始してください。なお、予算措置については、学長室にて原則として研究代表者の所属組織に移管をします。（移管手続は不要です）

なお、審査内容によって、採択額が申請額から減額措置となることがあります。

V. 研究報告について

「Beyond 2020東京オリンピック・パラリンピック プロジェクト研究」(特別研究A)、「オリンピック・パラリンピック推進特別研究」(特別研究B)いずれも、以下のとおり報告してください。

(1) 年次報告・・・研究活動年度における研究成果、進捗を報告してください。研究の継続についての検討資料となりますので、具体的な研究成果等を報告してください。

① 「研究活動年次報告書」の提出 ※様式は採択となった研究代表者に配信します

＊内容 研究代表者は「研究活動報告書」を作成し、学長室に提出してください。

＊期日 毎年4月中旬を予定しています。(平成29年度の期日は別途通知いたします)

② 研究活動報告ヒアリングの実施

＊内容 「研究活動報告書」をもとに、教学執行部および法人執行部によるヒアリング。研究活動の成果、進捗を報告いただいた後、質疑応答を行います。

＊日時 毎年5月に実施を予定しています。(平成29年度の日時は別途通知いたします)

(2) 最終報告・・・研究活動の最終成果報告

① 「研究活動最終成果報告書」の提出 ※様式は採択となった研究代表者に配信します

＊内容 研究代表者は「研究活動最終成果報告書」を作成し、学長室に提出してください。

＊期日 研究活動最終年度の翌4月中旬を予定しています。

② 研究活動最終成果報告ヒアリングの実施

＊内容 「研究活動最終成果報告書」をもとに、教学執行部および法人執行部によるヒアリングを行います。研究活動の最終成果を報告いただいた後、質疑応答を行います。

＊日時 研究活動最終年度の翌5月に実施を予定しています。

(3) 成果報告シンポジウム(仮称)での報告

採択となったすべての研究プロジェクトを対象とした成果報告シンポジウムの開催を平成32年12月に予定しています。詳細は別途通知いたします。

◆本助成制度に関するお問い合わせ先
学長室 (8号館8階)
内線：7242